

旅客営業規則 新旧対照表

改 定	現 行	備考
<p>旅客営業規則</p> <p>2018年4月1日規則第38号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(12) <u>「モバイルデバイスのICOCA」とは、JR西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、SFの機能及び定期券の機能を搭載したIC証票で、JR西日本がサービス内容及び利用条件等について別に約定したものをいう</u></p> <p>(13) <u>「ICOCA証票等」とは、ICOCA証票及びモバイルデバイスのICOCAをいう。</u></p> <p>(14) 「ICOCA」とは、SFの機能のみを搭載したICOCA証票等をいう。</p> <p>(15) 「ICOCA定期券」とは、JR西日本又はICOCA連携社局が、ICOCAの券面に定期券に準じた表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能のみを搭載するICOCA証票等又は定期券の機能とSFの機能を搭載するICOCA証票等をいう。</p> <p>(16) 「2次元コード型モバイル電子マネー」とは、モバイル端末に表示される2次元コードによる支払手段をいう。</p> <p>(17) 「被救護者」とは、当社の指定する救護施設に保護され又は救護される者をいう。</p> <p>(18) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(19) 「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定めら</p>	<p>旅客営業規則</p> <p>2018年4月1日規則第38号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(12) 「ICOCA」とは、SFの機能のみを搭載したICOCA証票をいう。</p> <p>(13) 「ICOCA定期券」とは、JR西日本又はICOCA連携社局が、ICOCAの券面に定期券に準じた表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能のみを搭載するICOCA証票又は定期券の機能とSFの機能を搭載するICOCA証票をいう。</p> <p>(14) 「2次元コード型モバイル電子マネー」とは、モバイル端末に表示される2次元コードによる支払手段をいう。</p> <p>(15) 「被救護者」とは、当社の指定する救護施設に保護され又は救護される者をいう。</p> <p>(16) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p>(17) 「知的障がい者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年9月厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定めら</p>	

れた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(20) 「身体障がい者等」とは、身体障がい者及び知的障がい者をいう。

(21) 「介護人」とは、身体障がい者等を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると係員が認める者をいう。

(乗車証票の発売額)

第24条 回数カード及びI C O C A 証票の発売額についてはそれぞれ先払いカード規則及びI C 証票規則に定めるところによる。

附 則

この規則は、2023年3月22日から施行する。

れた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(18) 「身体障がい者等」とは、身体障がい者及び知的障がい者をいう。

(19) 「介護人」とは、身体障がい者等を安全かつ迅速に乗降させる介護能力を有すると係員が認める者をいう。

(乗車証票の発売額)

第24条 回数カード及びI C O C A の発売額についてはそれぞれ先払いカード規則及びI C 証票規則に定めるところによる。

IC証票取扱規則 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p>IC証票取扱規則</p> <p>2018年4月1日規則第41号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(7) 「モバイルデバイスのICCOCA」とは、JR西日本が指定した携帯情報端末のアプリケーションにおいて使用する、SFの機能及び定期券の機能を搭載したIC証票で、JR西日本がサービス内容及び利用条件等について別に約定したものをいう</p> <p>(8) 「ICCOCA証票等」とは、ICCOCA証票及びモバイルデバイスのICCOCAをいう。</p> <p>(9) 「ICCOCA」とは、SFの機能のみを搭載したICCOCA証票等をいう。</p> <p>(10) 「ICCOCA定期券」とは、JR西日本又はICCOCA連携社局が、ICCOCAの券面に定期券に準じた表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能のみを搭載するICCOCA証票等又は定期券の機能とSFの機能を搭載するICCOCA証票等をいう。</p> <p>(11) 「スマートICCOCA」とは、JR西日本がサービス内容及び利用条件等について別に約定したICCOCA証票をいう。</p> <p>(12) 「KIPS ICCOCA」とは、近畿日本鉄道株式会社及び近鉄グループホールディングス株式会社がサービス内容及び利用条件等について別に約定したICCOCA証票をいう。</p> <p>(13) 「記念ICCOCA」とは、JR西日本又はICCOCA連携社局において発売箇所及び発売枚数を限定して発売するもの</p>	<p>IC証票取扱規則</p> <p>2018年4月1日規則第41号</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の意義は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(7) 「ICCOCA」とは、SFの機能のみを搭載したICCOCA証票をいう。</p> <p>(8) 「ICCOCA定期券」とは、JR西日本又はICCOCA連携社局が、ICCOCAの券面に定期券に準じた表記をして、かつ定期券の情報を記録したもので、定期券の機能のみを搭載するICCOCA証票又は定期券の機能とSFの機能を搭載するICCOCA証票をいう。</p> <p>(9) 「スマートICCOCA」とは、JR西日本がサービス内容及び利用条件等について別に約定したICCOCA証票をいう。</p> <p>(10) 「KIPS ICCOCA」とは、近畿日本鉄道株式会社及び近鉄グループホールディングス株式会社がサービス内容及び利用条件等について別に約定したICCOCA証票をいう。</p> <p>(11) 「記念ICCOCA」とは、JR西日本又はICCOCA連携社局において発売箇所及び発売枚数を限定して発売するもの</p>	

で、特別のデザインであることを裏面に表示した I C O C A をいう。

(14) 「デポジット」とは、I C O C A 媒体の利用権の代価として収受するものをいう。

(ポストペイ運賃の種類)

第28条 当社線で適用されるポストペイ運賃は、利用額割引フリースタイル運賃（以下「フリースタイル運賃」という。）、利用額割引マイスタイル運賃（以下「マイスタイル運賃」という。）及び利用額割引プレミアム運賃（以下「プレミアム運賃」という。）とし、その種類は、次のとおりとする。

(マイスタイル運賃の適用と特定利用)

第33条 マイスタイル運賃は、ポストペイ式 I C 証票の発行を受けた旅客が、第37条に定める方法により、当社線の任意の2駅又はシティバス線の全線若しくはその双方を選択し、登録を行った場合に適用する。ただし、旅客営業規則第49条において同一の号に掲げる駅から2駅を選択することはできない。

(無効となる場合等)

第51条 I C 証票は、次の各号の一に該当する場合は無効とする。また、第1号及び第2号の場合においては、当該 I C 証票（携帯情報端末等を媒体とした I C 証票及びモバイルデバイスの I C O C A を除く。）を回収するものとする。

(スマート I C O C A 及び K I P S I C O C A の取扱い)

第55条 スマート I C O C A 及び K I P S I C O C A は、当社では以下の各号の取扱いを行わない。

(3) 第13条に定める継続発売等の取扱い

(4) 第15条に定める発行替え

(5) 第41条に定める改氏名等

(6) 第45条に定める払戻し

で、特別のデザインであることを裏面に表示した I C O C A をいう。

(12) 「デポジット」とは、I C O C A 媒体の利用権の代価として収受するものをいう。

(ポストペイ運賃の種類)

第28条 当社線で適用されるポストペイ運賃は、利用額割引フリースタイル運賃（以下「フリースタイル運賃」という。）及び利用額割引マイスタイル運賃（以下「マイスタイル運賃」という。）及び利用額割引プレミアム運賃（以下「プレミアム運賃」という。）とし、その種類は、次のとおりとする。

(マイスタイル運賃の適用と特定利用)

第33条 マイスタイル運賃は、ポストペイ式 I C 証票の発行を受けた旅客が、第36条に定める方法により、当社線の任意の2駅又はシティバス線の全線若しくはその双方を選択し、登録を行った場合に適用する。ただし、旅客営業規則第49条において同一の号に掲げる駅から2駅を選択することはできない。

(無効となる場合等)

第51条 I C 証票は、次の各号の一に該当する場合は無効とする。また、第1号及び第2号の場合においては、当該 I C 証票を回収するものとする。

(スマート I C O C A 及び K I P S I C O C A の取扱い)

第55条 スマート I C O C A 及び K I P S I C O C A は、当社では以下の各号の取扱いを行わない。

(3) 第45条に定める払戻し

- (7) 第47条に定める I C O C A 証票の再印字並びに再交付
- (8) 第48条に定める紛失再発行
- (9) 第49条に定める障害再発行。ただし再発行登録は除く。

(モバイルデバイスの I C O C A の取扱い)

第55条の2 モバイルデバイスの I C O C A については、以下の各号の取扱いを行わない。

- (1) 第11条に定める I C O C A の発売
- (2) 第12条に定める I C O C A 定期券の発売
- (3) 第13条に定める継続発売等の取扱い
- (4) 第14条に定める I C O C A 定期券への変更
- (5) 第15条に定める発行替え
- (6) 第20条に定める利用履歴の確認
- (7) 第41条に定める改氏名等
- (8) 第43条に定めるチャージ
- (9) 第44条に定める S F の確認
- (10) 第45条に定める払戻し
- (11) 第47条に定める I C O C A 証票の再印字及び再交付
- (12) 第48条に定める紛失再発行
- (13) 第49条に定める障害再発行

2 モバイルデバイスの I C O C A について、本規則における「券面」とあるのは、「携帯情報端末の画面に表示されるモバイルデバイスの I C O C A 券面」と読み替えるものとする。

別表 1 (第 4 条関係)

備考

- 3 身体障がい者割引又は知的障がい者割引を適用する障がい者

- (4) 第47条に定める I C O C A 証票の再印字並びに再交付
- (5) 第48条に定める紛失再発行
- (6) 第49条に定める障害再発行。ただし再発行登録は除く。

別表 1 (第 4 条関係)

備考

用PASMO及び障がい者用Suicaは、当社線で使用することができない。

附 則

この規則は、2023年3月22日から施行する。